

## 平成23年度の電気事業法の技術基準の改正情報

### 1. 電気事業法施行規則第73条の4の解釈及び電気事業法施行規則第94条の3各号の解釈の一部改正

(平成23年4月11日)

「電気事業法施行規則第73条の4に定める使用前自主検査の方法の解釈」(平成23年4月4日付け、平成23・01・28原院第3号、NISA-234a-11-1)及び「電気事業法施行規則第94条の3第1項第1号及び第2号に定める定期事業者検査の方法の解釈」(平成23年4月4日付け、平成23・01・28原院第3号、NISA-234a)の一部を改正した。

電気事業法施行規則第73条の4の解釈は、水力発電、火力発電、燃料電池発電、太陽光発電、風力発電、変電設備、送電設備、需要設備の使用前自主検査方法についての解釈である。また、電気事業法施行規則第94条の3各号の解釈は、火原協「火力発電所の定期検査指針」及びJSME「発電用火力設備規格火力設備配管減肉管理技術規格(2009年版)」が評価において参照できることを明確にしたものである。

### 2. 太陽電池発電設備の一般用電気工作物となる範囲の拡大に伴う電気事業法施行規則の改正

(平成23年6月30日)

太陽電池発電設備の一般用電気工作物となる範囲を拡大するため「電気事業法施行規則第48条第4項ただし書き及び動向第1号中の「20KW」を「50KW」に改正したものである。

### 3. 「電気設備の技術基準の解釈」の一部改正

(平成23年7月1日)

「電気設備の技術基準の解釈」の一部改正したものである。改正の概要は以下のとおりである。

- (1) 条文構成の組替えにおよび表現の適正化
- (2) 「電気施設技術基準国際化調査(電気設備)」に係わる改正
  - a. 鉄骨造等の建造物における等電位ボンディング(第18条)
  - b. IEC61936-1規格の改定への対応(第21条)
- (3) 電気設備技術基準関連規格等調査に係わる改正(第9条、第40条、第56条、第57条、第122条、第163条、第183条)
- (4) 日本電気技術規格委員会規格協会規格に係わる改正
  - a. 高圧または35kV以下の特別高圧のケーブルをケーブル用防護具に収める場合の植物との離隔距離(第79条、第106条)
  - b. 臨時電線路として使用する35kV以下の特別高圧絶縁電線を特別高圧防護具に収める場合の造営物との離隔距離(第133条)

c. 引用JESC規格の改定への対応(第15条,第16条,第20条)

#### 4. 電気事業法施行規則第73条の4に定める使用前自主検査の方法の解釈の改正

(平成23年9月1日)

NIASA-234a-11-3「電気事業法施行規則第73条の4に定める使用前自主検査の方法の解釈」を改正したものである。

この解釈は、平成23年10月1日から適用され、これに伴い、NIASA-234a-11-1「電気事業法施行規則第73条の4に定める使用前自主検査の方法の解釈」(平成23年4月4日付け)は廃止される。

この改正は、当該解釈が引用している「電気設備の技術基準の解釈」が平成23年7月1日に改正されたことに伴い、引用している条項等を一部訂正している。

この解釈に定められる設備は以下のものある。

- (1) 水力発電所
- (2) 火力発電所
- (3) 燃料電池発電所
- (4) 太陽電池発電所
- (5) 風力発電所
- (6) 変電所
- (7) 送電線路
- (8) 需要設備

#### 5. 発電用火力設備に関する技術基準を定める省令の一部を改正する省令等について

(平成23年9月30日)

固体酸化物型燃料電池設備について、一定の条件を満たす一般用電気工作物となる場合の技術基準の見直しを行うため、電気事業法第39条第1項に基づき発電用火力設備に関する技術基準を定める省令(平成9年通商産業省令第51号)について所要の改正を行ったものである。

また、この改正に伴い、発電用火力設備の技術基準の解釈(平成17・11・17原院第3号、NISA-234c-05-8)について一部改正が行われた。

この省令及び火技解釈の改正は、平成22年度に行ったJESC改正要請に基づくものである。

#### 6. 主任技術者制度の解釈及び運用(内規)の一部改正

(平成24年3月30日)

「主任技術者制度の解釈及び運用(内規)」の一部改正を行った。この改正では、ボイラー・タービン主任技術者の選任の要件に出力200kW未満が追加された。また、高圧一括受電するマンションの保安管理についての規定が追加され、ダム水路主任技術者に係わる規則が追加された。

